

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（父・母・未成年の子）について、県外に避難したことによって生じた平成27年3月分までの避難費用、生活費増加分に加え、移住を決断して平成28年10月に上記避難先に家財道具を運搬したことに係る引越費用が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び、同X3（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 平成23年分

- (1) 生活費増加費用及び移動費用
- (2) 精神的損害
- (3) 線量計購入費用

上記(1)～(3)につき、平成23年3月11日～同年12月末日

#### 2 平成24年～平成27年分

- (1) 避難費用（一時帰宅費用）
- (2) 避難費用（引越し費用）
- (3) 生活費増加費用（謝礼）
- (4) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- (5) 避難雑費

上記(1)、(3)～(5)につき、

平成24年1月1日～平成27年3月31日

上記(2)につき、平成28年10月9日

#### 3 本件和解仲介に関する弁護士費用

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、3,678,336円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

#### 1 平成23年分

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 生活費増加費用及び移動費用 | 480,000円 |
| (2) 精神的損害         | 280,000円 |
| (3) 線量計購入費用       | 60,000円  |

#### 2 平成24年～平成27年分

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) 避難費用（一時帰宅費用） | 343,200円 |
| (2) 避難費用（引越し費用）  | 250,000円 |

(3) 生活費増加費用 (謝礼)	1, 170, 000円
(4) 生活費増加費用 (家財道具購入費用)	250, 000円
(5) 避難雑費	738, 000円
3 本件和解仲介に関する弁護士費用	107, 136円

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の金員のうち、金760, 000円を支払済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(第1記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年6月29日

(仲介委員 竹内英一郎)